

現場説明書（建築・設備）

令和8年7月1日変更
Normal Ver.

工事名：柿原小学校プール改修工事

工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者（随意契約の場合にあつては、契約の相手方）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあつては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

週休2日工事

1 週休2日の取組〔☐対象有 ・ ☒対象無〕

本工事は、阿波市営繕系工事における週休2日工事実施要領等に基づく、受注者希望型の週休2日取組対象工事である。

取組を希望する場合は、契約後速やかに、別に示す様式にて、発注者に通知すること。

なお、設計金額には、完全週休2日実施に必要な経費が含まれているため、希望しない場合は、当該経費を変更契約にて減額する。

工程

1 他工事等との調整〔☐対象有（ ） ・ ☒対象無〕

本工事と別に次の工事を発注（予定）である。このため、本工事の施工に当たっては、各工事の受注者と工程等について十分調整を図ること。

2 施工の制限〔☐対象有 ・ ☒対象無〕

本工事の___工の施工に当たっては、監督員の指示（指示予定日：令和__年__月末）があるまで施工してはならない。この予定の変更に伴い工期変更の必要が生じる場合には、監督員と協議することができる。

3 作業時間帯〔☒対象有 ・ ☐対象無〕

本工事の作業時間帯は、次に示すとおりとする。なお、関係機関等との調整の結果、作業時間帯に変更が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。

工種	種別	時間帯※	期間
全工種	作業開始	施設管理者と協議	施設管理者と協議
全工種	作業終了	施設管理者と協議	施設管理者と協議

4 作業期限等〔☒対象有 ・ ☐対象無〕

(1) 工事現場における作業期限

現場における作業期限は特別な事情がない限り、工期末の1週間前までとする。

(2) 出来高予想図等の提出

工事に変更がある場合、変更設計書作成に必要な出来高予想図等の提出期限は、工期末の2週間前までとする。

現場説明書（建築・設備）

令和8年7月1日変更
Normal Ver.

施工体制

1 主任・監理技術者の配置及び専任期間について〔☐対象有 ・ ☒対象無〕

- (1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。
- (2) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

安全対策

1 交通誘導員〔☒対象有 ・ ☐対象無〕

交通誘導員については、警備業法に基づく警備員の必要日数として 30 日を見込んでいる。配置人員として、交通誘導員Aを合計 名（交替要員〔有・無〕）、交通誘導員Bを合計 30 名（交替要員〔無〕）見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議すること。

建設副産物

1 建設発生土の利用〔☐対象有 ・ ☒対象無〕

本工事は、次に掲げる工事からの建設発生土を使用するものとする。なお、品質等により使用が困難な場合は、監督員と協議すること。

工事名	
箇所名	
運搬距離	

2 建設発生土の搬出〔☐対象有 ・ ☒対象無〕

本工事は建設発生土については、次に掲げる工事に搬出すること。なお、受入側との協議等で搬出が困難な場合は、監督員と協議することとする。

工事名	
箇所名	
運搬距離	

3 再生利用のための建設副産物の搬出〔☒対象有 ・ ☐対象無〕

- (1) 本工事は施工により発生する次の建設副産物は、原則として再資源化を行うため産業廃棄物中間処理許可施設（再資源化施設）へ搬出すること。また、搬出に際しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守しなければならない。
- (2) 再資源化のため次に掲げる場所へ搬出することを予定しているので、受注者は事前に受入場所と受入条件等の協議を行い、該当処分場で適切な処理が可能であるか確認すること。
- (3) 受入先との協議の結果、他の受入場所へ搬出する必要がある場合は、監督員と協議することとする。
- (4) 再資源化が困難である場合は、監督員と協議すること。

	コンクリート塊	アスファルトコンクリート塊	建設発生木材
受入場所	特記仕様書参照		
受入時間帯	受入先条件による		
受入条件	受入先条件による		
運搬距離	特記仕様書参照		

現場説明書（建築・設備）

令和8年7月1日変更

Normal Ver.

4 産業廃棄物の搬出〔 ☒ 対象有 ・ ☐ 対象無 〕

- (1) 本工事の施工により発生する次の各号の産業廃棄物は、処分のため次に掲げる場所への搬出することを予定している。なお、受注者は事前に受入場所と受入条件等の協議を行い、当該処分場で適切な処分が可能であるか確認すること。
- (2) 受入先との協議の結果、他の受入場所へ搬出する必要がある場合は、監督員と協議することとする。
- (3) 搬出に際しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守しなければならない。

	建設発生木材	汚泥	その他
受入場所	特記仕様書参照		特記仕様書参照
受入時間帯	受入先条件による		受入先条件による
受入条件	受入先条件による		受入先条件による
運搬距離	特記仕様書参照		特記仕様書参照